

告 示

埼玉県告示第七百八十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

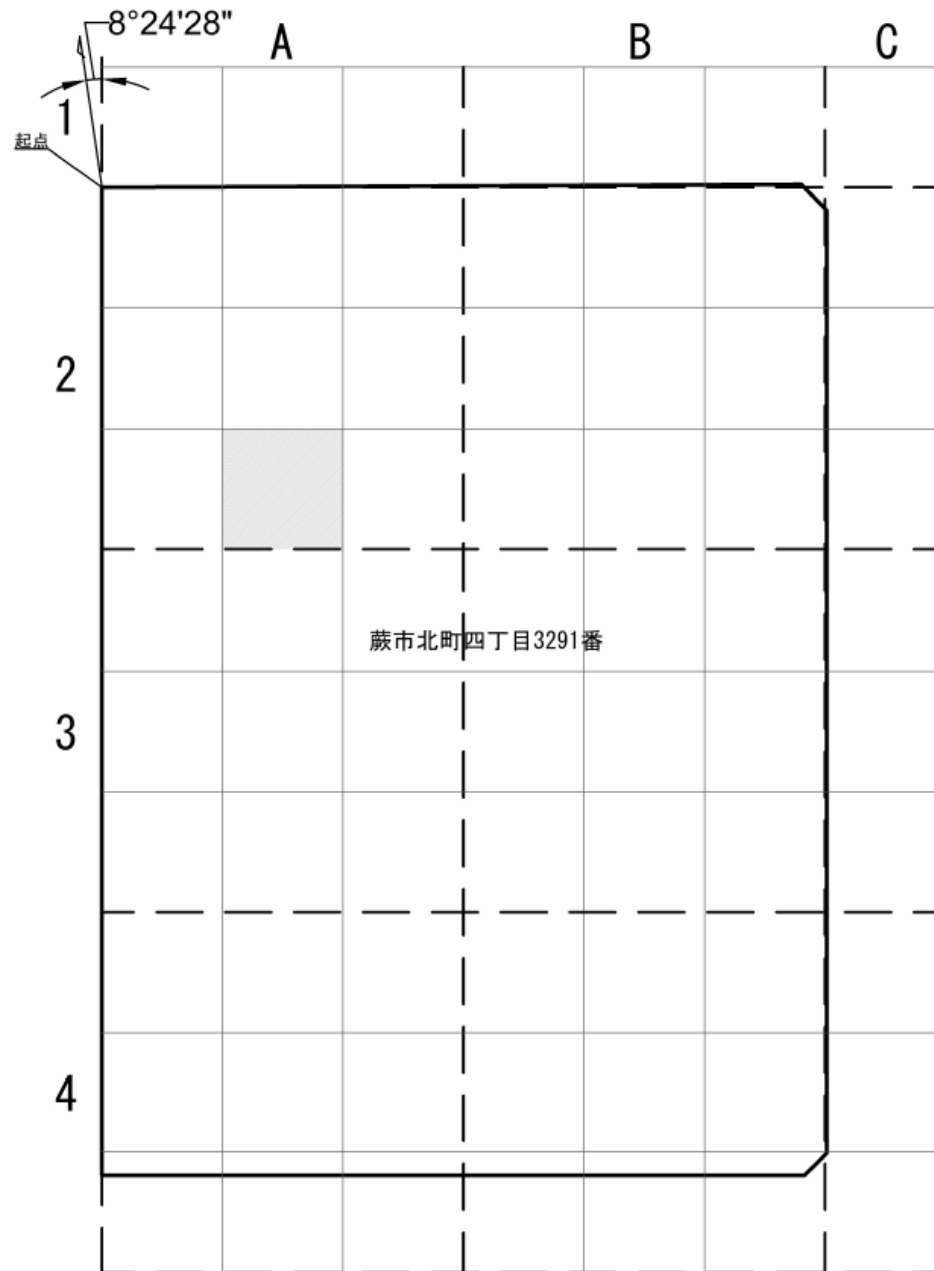
令和七年十月二十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県蕨市北町四丁目三千二百九十一番の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物



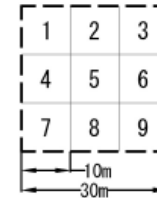
凡例

— 敷地境界及び地番境界

■ 形質変更時要届出区域

-- 30m格子

— 単位区画



【起点】

起点は蕨市北町四丁目3291番の最北端とした。

【格子の回転角度】

起点を支点として、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線を右に8° 24' 28" 回転させて得られる線により、調査対象地を区画した。